

相模原市 事件・事故等対処計画

令和 7 年 9 月

相模原市

目 次

○本 編

第1章 総 則

- 第1 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P1)
- 第2 定 義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P1)
- 第3 各種防災計画等との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P2)
- 第4 危機対処の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P2)
- 第5 危機管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P4)
- 第6 情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P8)

第2章 事前対策

- 第1 危機に関する調査・研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P10)
- 第2 危機管理細部計画等の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P10)
- 第3 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P10)
- 第4 訓練・研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P10)

第3章 応急対策

- 第1 応急対策の検討・決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P11)
- 第2 応急対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P12)
- 第3 広報の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P12)

第4章 事後対策

- 第1 復旧対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P13)
- 第2 被害等の影響の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P13)
- 第3 再発防止策の検討・実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P13)
- 第4 対応の評価と危機管理細部計画等の見直し・・・・・・・・・・(P14)

○報告書

- (別記様式) 事件・事故等発生報告書(第○報)・・・・・・・・・・(P15)

○対処表

- 1 「事件・事故等対処計画」の位置づけ・・・・・・・・・・(P16)
- 2 想定される主な危機と所管局等 【事象別】・・・・・・・・・・(P17、18)
- 3 想定される主な危機と所管局等 【所管局別】・・・・・・・・・・(P19、20)
- 4 事案発生時における対処の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P21)
- 5 危機レベル体制の判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・(P22)
- 6 危機に該当する場合の情報伝達の流れ【所管課が事案に関する情報を得た場合】・・・・(P23)
- 7 危機に該当する場合の情報伝達の流れ
【危機管理局が事案に関する情報を得た場合】・・・・・・・・・・(P24)

第1章 総 則

第1 目 的

この計画は、「相模原市危機管理指針」に基づき、市民に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態から市民の生命、身体及び財産の安全を守ることを目的とする。

「相模原市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）で対処する地震災害及び風水害等、並びに「相模原市国民保護計画」（以下「国民保護計画」という。）で対処する武力攻撃事態等及び緊急対処事態については、それぞれの計画で対処する。

第2 定 義

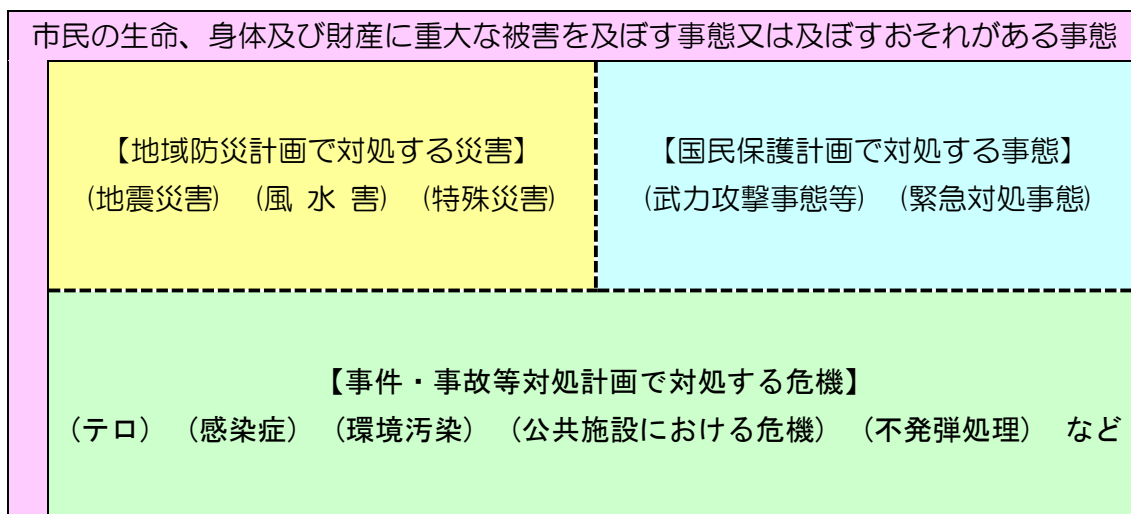
1 事件・事故等 <図1>参照

事件・事故等（以下「危機」という。）とは、「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態」のうち、災害（地域防災計画）や武力攻撃事態等及び緊急対処事態（国民保護計画）を除いたテロ、感染症、環境汚染などをいう。

○ 対象とする主な危機

危機事象	内 容
テロ	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為
感染症	新型インフルエンザ等の大規模発生や原因不明又は重篤な感染症の発生
環境汚染	大気汚染、水質汚濁等の環境汚染
その他	公共施設における危機、凶悪犯罪による被害、不発弾処理など

<図1>



2 組織名及び職名

用語	用語の定義
局	「地域防災計画」の災害対策本部組織に位置づけられている市長公室、総務局、財政局（会計課を含む。）、市民局、健康福祉局、こども・若者未来局、環境経済局、都市建設局、教育局、消防局、議会局、行政委員会事務局（農業委員会事務局を含む。）、緑区役所、中央区役所及び南区役所を示す。
局長	上記の「局」の長を示す。（市長公室長・各局長・各区长）
部	局に属する部を示す。
部長	上記の「部」の長及び各担当部長を示す。
課	課及び課相当の組織を示す。
課長	上記の「課」の長を示す。

第3 各種防災計画等との関係

- 1 法令等により防災計画等の作成が義務づけられている危機については、既存の防災計画等により対処し、事件・事故等対処計画（以下「本計画」という。）に基づく危機レベル体制は配備しないものとする。
- 2 法令等に義務づけられていないが、すでに細部計画やマニュアル等で対処方法が定まっている危機及び過去の類似事案の処理結果等に基づき対処可能な危機については、当該対処方法等により対処し、本計画に基づく危機レベル体制は配備しないものとする。
- 3 上記1及び2以外の危機が発生した場合は、本計画に沿って処理する。
- 4 本計画に定められていない事項については、地域防災計画を準用して処理する。

第4 危機対処の基本的な考え方

1 危機が発生又は危機への発展が予測される場合【危機情報連絡体制】

- (1) 市内において、何らかの危機が発生又は危機への発展が予測される場合、速やかに危機情報連絡体制を整え、情報収集を行う。
- (2) 危機の所管課が明確な場合は、所管課が初動対応を行い、危機管理局に随時情報提供を行う。なお、危機の所管課が不明な場合は、危機管理局が初動対応を行い、所管課が判明又は決定した場合は、危機管理局から当該所管課に処理を移管する。
- (3) 情報収集の結果、細部計画等や過去の類似事案の処理結果等に基づき対処可能な場合は、所管課が主体となって対処する。
- (4) 情報収集の結果、細部計画等や過去の類似事案の処理結果等に基づき対処不可な場合

は、速やかに本計画に基づく危機レベル体制への移行を検討する。

2 所管局又は所管局の主導により対処可能【危機監視本部体制】（危機レベル1）

- （1）所管局長を本部長とした危機監視本部を設置する。
- （2）所管局長は、危機管理局を含めた関係する課長等を招集して局危機管理責任者会議を開催し、対処方針を決定する。
- （3）所管局が主体となり、危機管理局及び関係課が連携して対処する。
- （4）危機管理監は、所管局の対処に対し、必要に応じて指示を行うものとする。

3 所管局では対処が困難で複数の局が連携して対処【危機警戒本部体制】（危機レベル2）

- （1）危機管理監を本部長とした危機警戒本部を設置する。
- （2）危機管理監は、危機管理責任者会議を開催し、対処方針を決定する。
- （3）地域防災計画に定める「特殊災害警戒本部体制」を準用し、関係する局が連携して対処する。
- （4）危機管理監は、各局が連携して実施する事項について指示を行うものとする。

4 全庁的な対処が必要と認められる場合【危機対策本部体制】（危機レベル3）

- （1）市長を本部長とした危機対策本部を設置する。
- （2）地域防災計画に定める「災害対策本部体制」を準用し、市長を本部長とする危機対策本部会議で対処方針を決定する。
- （3）地域防災計画に定める「災害対策本部体制」を準用し、各局が連携して対処する。

第5 危機管理体制

1 危機レベル体制の決定

危機レベル体制は、下表の「配備基準」及び「市の体制」を判断の目安とし、所管局長等と協議の上で、危機管理監が危機を総合的に判断して決定する。なお、危機レベル体制を変更しようとする場合も同様とする。

危機レベル	配備基準	市の体制
危機レベル1	被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が限定的であり、所管局又は所管局長の主導により対応が可能。	【危機監視本部体制】 ・本部長：所管局長 ・所管局が主体となり危機管理局及び関係各課が連携して対応 ・危機管理監と協議の上で、本部長（所管局長）が動員指令を発令
危機レベル2	被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が大きく、所管局では対応が困難で、複数の局が連携して対応する必要がある。	【危機警戒本部体制】 ・本部長：危機管理監 ・地域防災計画に定める「特殊災害警戒本部体制」を準用し、関係する局が連携して対応 ・地域防災計画に定める「特殊災害警戒本部体制」を準用し、所管局長と協議の上で、本部長（危機管理監）が動員指令を発令
危機レベル3	被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が非常に大きく、全庁的な対応が必要である。	【危機対策本部体制】 ・本部長：市長 ・地域防災計画に定める「災害対策本部体制」を準用し、各局が連携して対応 ・地域防災計画に定める「災害対策本部体制」を準用し、本部長（市長）が動員指令を発令

2 危機管理体制

（1）危機管理局の役割（平常時・危機発生時）

危機管理局は、危機に関する調査、研究及び情報収集に努めるとともに、関係課と連携を図り、万全な危機管理体制を構築する。

（2）危機管理連絡会（平常時）

市内又は他都市において、危機又は危機に発展する恐れのある事象が発生し、危機管理統括部の担当課長が必要と認めた場合、危機管理連絡会（相模原市危機管理連絡会の設置に関する要綱平成22年6月1日施行）を開催し、危機管理に関する情報の共有、連絡体制の構築及び危機発生時における対応の協議等を行う。

(3) 危機管理責任者会議（平常時・危機発生時）

危機管理の総合的な推進を図るため、危機管理監を座長とした危機管理責任者会議（相模原市危機管理責任者会議設置要綱平成23年8月11日施行）を開催し、危機管理の基本方針や総合的な計画に関することなどの所掌事項を協議する。

(4) 危機情報連絡体制（危機発生時）

市内において、何らかの危機が発生又は危機への発展が予測される場合、速やかに危機情報連絡体制を整え、情報収集を行う。

情報収集の結果、細部計画等や過去の類似事案の処理結果等に基づき対処可能な場合は、所管課が主体となって対処し、対処不可な場合は、速やかに危機レベル体制への移行を検討する。

<危機情報連絡体制の構成及び主な任務>

危機情報連絡体制	主な任務
危機管理監（※危機管理統括責任者）	危機レベル体制への移行を判断
副危機管理監	危機管理監を補佐
所管局長（※危機管理責任者）	所管局を指揮監督
所管部長	所管部・課を指揮監督
危機管理局	情報収集及び所管課と連携した事案処理
初動対応課 （対処表2又は対処表3参照）	局が所管する危機の連絡窓口及び所管課と連携した事案処理
所管課長及び職員	情報収集・事案処理・関係先へ情報提供

※参考 ○相模原市危機管理指針に定める危機管理の推進体制

◇ 危機管理統括責任者

危機管理監は、危機管理統括責任者として、市長を補佐し、全庁的かつ総合的に危機管理を掌理するとともに、危機管理責任者を統括する。

◇ 危機管理責任者

各局長は、危機管理責任者として、平常時から危機に関する情報の収集に努めるとともに、市民、事業者、関係機関等との横断的な連携を図り、各局における危機管理を推進する。

(5) 危機レベル体制（危機発生時）

【危機レベル体制】 （危機レベル） 配備体制 ※くゝ書きは、相模原市 災害対策本部条例等で 定める職務を示す。			
			【危機対策本部体制】 （危機レベル3）
	【危機監視本部体制】 （危機レベル1）	【危機警戒本部体制】 （危機レベル2）	
市長 〈災害対策本部長〉	—	—	本部長
副市長・教育長 〈災害対策副本部長〉	—	—	副本部長
危機管理監 〈災害対策本部員〉	○	本部長	事務局長
局長 〈災害対策本部員〉	本部長 （所管局長）	副本部長 （所管局長） （関係局長）	本部員
部長 〈災害対策副本部員〉	副本部長 （所管部長）	本部員 （所管部長） （関係部長）	副本部員
副危機管理監 〈災害対策副本部員〉	○	事務局長	副事務局長
危機管理局職員	○	事務局員	事務局員
地域防災計画に定め る本部事務局員	—	事務局員	事務局員
所管課職員	事務局長（所管 課長）及び事務 局員	○	○
関係課職員	○	○	○
応援職員	○	○	—

注) ○印は、体制を構成する職員を示す。

(6) 職員の動員

本部長は、危機レベル体制の配備に基づき、職員の動員を発令する。ただし、本部長が不在の場合は、副本部長の判断で動員指令を発令する。

ア 危機監視本部体制（危機レベル１）

危機監視本部体制における職員の動員については、危機管理監と協議の上で、所管局長が動員指令を発令する。

イ 危機警戒本部体制（危機レベル２）

危機警戒本部体制における職員の動員については、地域防災計画に定める特殊災害における配備体制（レベル２）の基準を準用し、所管局長と協議の上で、危機管理監が動員指令を発令する。

ウ 危機対策本部体制（危機レベル３）

危機対策本部体制における職員の動員については、地域防災計画に定める特殊災害における配備体制（レベル３）の基準を準用し、市長が動員指令を発令する。

3 危機レベル体制における任務

(1) 危機監視本部体制（危機レベル１）

ア 危機管理監

危機管理監は、危機管理統括責任者として、危機監視本部体制における所管局の対処に対し、必要に応じて指示を行うものとする。

イ 本部長

危機を所管する局長は、危機監視本部長として危機管理局を含めた関係する課長等を招集し、局危機管理責任者会議を開催し、対処方針等を決定するとともに、危機監視本部内の職員を指揮監督する。

ウ 副本部長

危機を所管する部長は、本部長を補佐し、所管する部・課内の職員を指揮監督する。
また、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

エ 所管課長

危機を所管する課長は、危機監視本部事務局長として危機管理統括部防災対策担当課長等と連携を図り危機に対処するとともに、課内の職員を指揮監督する。

オ 危機管理統括部防災対策担当課長

危機管理統括部防災対策担当課長は、危機から想定される被害を予測し、関係課への情報提供等、必要な助言を行うとともに、危機管理局職員を指揮監督し所管課を補佐する。

カ 応援職員

応援職員の派遣については、所管課のみでの対応が困難な場合などに、危機管理監と協議の上で、所管局長が関係課長等に要請する。要請を受けた関係課長等は、課内の業務を勘案し、職員を派遣する。

応援職員は、所管課長又は危機管理統括部防災対策担当課長の指示により行動する。

(2) 危機警戒本部体制（危機レベル2）

ア 本部長

危機管理監は、危機警戒本部長として危機管理責任者会議を開催し、対処方針を決定するとともに、危機警戒本部内の職員を指揮監督する。

イ 副本部長

危機を所管する局長は、本部長を補佐し、局内の職員を指揮監督する。また、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

関係局長は、所管局長等と連携して対処するとともに、局内の職員を指揮監督する。

ウ 本部員

危機を所管する部長は、関係部長と連携して対処するとともに、所管する部・課内の職員を指揮監督する。関係部長は、所管部長と連携して対処するとともに、所管する部・課内の職員を指揮監督する。

エ 事務局長

副危機管理監は、危機警戒本部事務局長として、事務局員を指揮監督する。

オ 事務局員

危機管理局職員及び地域防災計画に基づく本部事務局員は、危機警戒本部事務局員として、事務局長の指示により所管局を支援する。

カ 所管課長等

危機を所管する課長は、関係課長と連携を図り危機に対処するとともに、課内の職員を指揮監督する。

関係課長は、所管課長と連携して対処するとともに、課内の職員を指揮監督する。

キ 応援職員

応援職員の派遣については、所管課等のみでの対応が困難な場合などに、所管局長と協議した上で、危機管理監が関係課長等に要請する。要請を受けた関係課長等は、課内の業務を勘案し、職員を派遣する。

応援職員は、所管課長又は危機管理統括部防災対策担当課長の指示により行動する。

(3) 危機対策本部体制（危機レベル3）

市長を本部長とした地域防災計画に基づく災害対策本部体制を準用し、各局が連携して対処する。

第6 情報伝達

1 情報の収集・伝達

(1) 事案の情報を得た職員は、事案の概要（日時、場所、内容、初期の対応状況、今後の対応予定）を聴取し、速やかに上司に報告するとともに、危機に該当すると判断された場合は、「対処表6、7」に基づき伝達する。

(2) 情報内容は、断片的であっても速報として伝達し、詳細が判明した時点で、続報を報

告する。

- (3) 所管課は、情報管理の責任者を指定し、情報源の確認、情報の一元化及び情報の整理を行い、確定した情報を関係先等に報告する。
- (4) 危機レベル体制を配備した場合は、別記様式「事件・事故等発生報告書（第○報）」又は同様式を準用した書式を使用して報告する。

2 危機に該当する場合の情報伝達の流れ

- (1) 所管課が危機に関する情報を得た場合は、「対処表 2、3」に定める初動対応課（以下「初動対応課」という。）に報告するとともに危機管理局に情報提供を行う。
- (2) 危機管理局が危機に関する情報を得た場合は、原則として危機を所管する局の初動対応課に連絡する。
- (3) 危機の連絡を受けた各局の初動対応課は、局が所管する危機の連絡窓口を担当し、第 1 報の連絡を受けた後、局内の所管課に連絡するとともに当該所管課と連携し対処する。
- (4) 情報を得た初動対応課及び危機管理局は、相互に情報を共有し、所管部長、所管局長及び危機管理監等に情報の提供を行い、指示を仰ぐ。
- (5) 前項により報告を受けた所管部長、所管局長及び危機管理監等は、必要な指示を行うとともに、市長等に報告する。市長等への報告は、原則、所管局長から行うが、対応状況等に応じて危機管理監から報告する場合もあるため、適宜調整を行うものとする。
- (6) 所管課は、初動対応課や危機管理局と相互に連携し、必要な関係先へ情報を提供する。

第2章 事前対策

第1 危機に関する調査・研究

各局は、所管する危機及び他都市で発生した新たな危機について情報の収集に努め、本市で想定される危機発生の要因・危険度・被害などについて調査及び研究を行う。

第2 危機管理細部計画等の作成

各局は、所管する危機に備えるため、次の構成例を参考に危機管理細部計画等の作成に努める。細部計画等を作成した場合は、関係局等に周知するとともに、危機管理局に報告する。また、必要に応じて細部計画等を更新するものとする。

○危機管理細部計画等の構成例	
1 総則	(1) 目的
	(2) 定義
	(3) 基本方針
	(4) 責務
2 事前対策	(1) 危機管理意識の向上
	(2) 危機管理体制の整備
	(3) 情報伝達体制の整備
3 応急対策	(1) 情報の収集・連絡
	(2) 職員の動員計画
	(3) 応急対策の検討・決定
	(4) 応急対策の実施
	(5) 広報の実施
4 事後対策	(1) 復旧対策
	(2) 被害等の影響の軽減
	(3) 再発防止策の検討・実施
	(4) 対処の評価と細部計画の見直し等

第3 関係機関等との連携

各局は、所管する危機に備えるため、国、県、その他の地方公共団体及び関係機関等と平常時から連携及び協力の体制づくりを図る。

第4 訓練・研修の実施

各局は、所管する危機に対処するための訓練及び研修を実施し、危機管理細部計画等における対処手順などの検証を行い、計画の修正等に反映させる。

第3章 応急対策

第1 応急対策の検討・決定

1 検討・決定

各体制下における本部長は、各体制下で開催される危機管理責任者会議等の会議（以下「危機管理責任者会議等」という。）で応急対策について検討を行い、その方針を決定する。

2 事務局の設置

応急対策を円滑に実施するため、危機レベル体制に応じて次の構成例により事務局を設置する。

（1）危機監視本部体制

班 名	事務分掌
【総務班】	1 会議の設置及び運営 2 会議資料、記録の作成等 3 関係先との連絡調整 4 職員の服務
【対策班】	1 危機の分析 2 対処方針の検討 3 応急対策の検討 4 応急対策実施の調整 5 関係機関との連絡調整
【情報班】	1 被害情報の収集伝達 2 関係機関からの情報収集 3 県等への報告 4 通信手段の確保
【広報班】	1 報道提供資料の作成 2 報道機関への対応 3 市民への広報 4 対策に係る記録

※必要に応じて危機管理局及び関係課の職員と連携し対処する。

（2）危機警戒本部体制及び危機対策本部体制

地域防災計画に定める特殊災害警戒本部体制又は災害対策本部体制を準用し、事務局を設置する。また、危機事象に応じて本部広報班、本部人事班及び本部財政班等を編成する。

第2 応急対策の実施

1 基本方針

各体制下の本部(以下「対策本部」という。)は、危機管理責任者会議等で決定した対処方針に基づき、市民の生命、身体及び財産の安全を守ることを最優先に、関係機関と連携し応急対策を実施する。担当部署及び対処項目等については、地域防災計画を準用して実施する。

2 市民の安全

危機の発生現場及び周辺地域において、市民の生命、身体及び財産に危険が生じ又は生じるおそれがある場合には、警察等の関係機関の協力を得て、最善の措置を講じる。

3 その他の措置

対策本部は、医療救護、防疫対策、立ち入り制限等の各種措置などが必要な場合は、関係機関との連絡調整を行い、必要な措置を講じる。

4 応援要請

応援要請については、地域防災計画を準用するとともに、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」等に基づき、他の地方公共団体や関係機関等に対し迅速に応援を要請する。

第3 広報の実施

1 基本方針

対策本部は、市民の安全確保と情報不足による不安や混乱等を防止するため、関係機関の協力を得て迅速、適切及び効果的に広報を実施する。

担当部署及び対処項目等については、地域防災計画を準用し、時間的推移に応じた広報活動、報道機関への情報提供及び初期の問い合わせ窓口の設置等を実施する。

2 広報内容

広報内容については、危機の内容・規模等に応じて、市民が必要とする情報を精査し、おおむね次の項目について広報を行う。

○想定される項目	
☐ 危機の発生場所及び発生時刻	☐ 避難の必要性の有無
☐ 市民のとるべき措置	☐ 危機の状況、今後の予測及び二次的被害の危険性
☐ 避難場所の設置及び安否情報	☐ 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
☐ ライフラインの状況	☐ 被害状況と応急対策の実施状況
その他必要な事項	

第4章 事後対策

第1 復旧対策の推進

1 基本方針

対策本部は、危機の発生による市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

2 安全の確認

- (1) 安全の確認については、危機に係る応急対策がおおむね完了したと認められる時点で早急に危機発生現場周辺地域の確認を行う。
- (2) 安全が確認されたときは、報道機関を通じて公表するとともに、防災行政用同報無線（ひばり放送）、市のホームページ及び関係機関による協力など、利用可能な様々な広報手段を活用して広く市民に周知する。

3 各種制限措置の解除

対策本部は、危機発生現場周辺地域の安全が確認されたときは、関係機関と連携して、立入制限等の各種制限措置を解除する。

第2 被害等の影響の軽減

1 心身の健康相談体制の整備

対策本部は、関係機関の協力を得て、危機発生現場周辺地域の住民等から心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

2 風評被害の影響の軽減

対策本部は、関係機関の協力を得て、危機による風評被害を未然に防止又は軽減するための広報活動を行う。

第3 再発防止策の検討・実施

1 検証

所管局及び危機管理局は、危機情報の入手から危機終息までの活動記録等を分析し、対処結果を検証する。

2 再発防止

所管局及び危機管理局は、危機発生の原因を調査し、検証結果及び課題を整理した上で再発防止策を検討し実施するとともに、関係局等に周知する。

第4 対応の評価と危機管理細部計画等の見直し

1 対応の評価

所管局及び危機管理局は、危機への対応に関する記録を作成するとともに、緊急連絡や応急対策についての評価、問題点の抽出、改善策の検討を行う。

2 危機管理細部計画等の見直し

- (1) 所管局は、対応の評価による見直しを行った場合は、必要に応じて危機管理細部計画等の見直しを行い、速やかに関係局等に周知するとともに、危機管理局に報告する。
- (2) 所管局及び危機管理局は、他都市において発生した危機についても情報の収集に努め、必要が認められた場合は、本市の危機管理細部計画等を修正する。

(別記様式)

相模原市事件・事故等対処計画 事件・事故等発生報告書（第○報）

年 月 日 時 分現在

危機 レベル	☐ 危機レベル3（全庁的な対処が必要） ☐ 危機レベル2（複数の局が連携して対処） ☐ 危機レベル1（所管局の主導で対処可能）		☐ 危機情報連絡体制
人的被害	☐ あり ☐ 今後発生するおそれあり ☐ なし ☐ 不明		
物的被害	☐ あり ☐ 今後発生するおそれあり ☐ なし ☐ 不明		
報告者	所 属		連絡先
	担当者		
概 要			
日時			
場所			
内容			
初期の 対応			
今後の 対応			
備 考			

注）様式については、上記を原則とし、事案の内容に応じて変更する。

対処表1

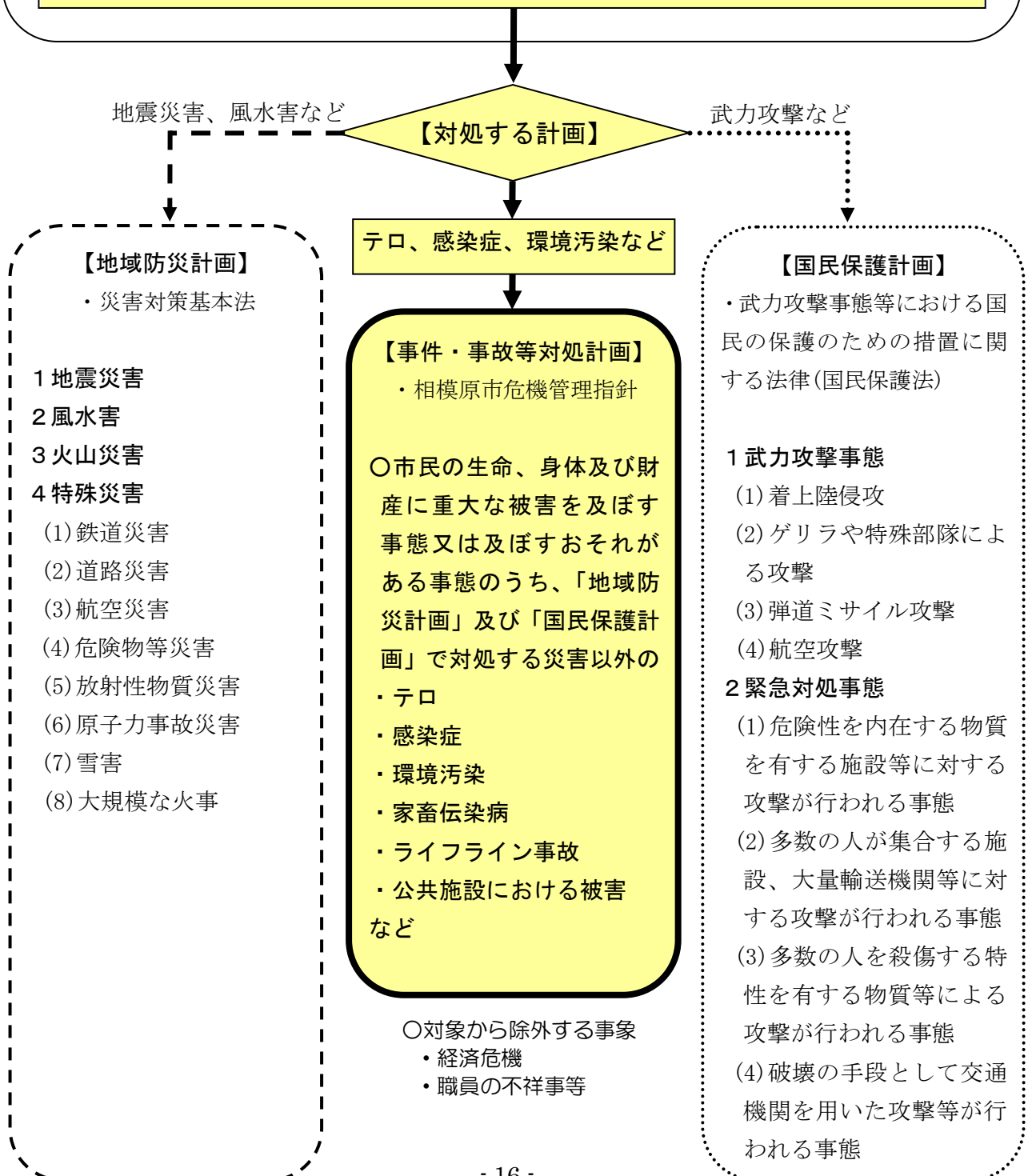
「事件・事故等対処計画」の位置づけ (P1)

「相模原市危機管理指針」〈抜粋〉

○目的「この指針は、相模原市における危機管理の基本を定めることにより、危機に対し総合的かつ効果的に対処し、市民の生命、身体及び財産の安全を守ることを目的とする。」

○危機の定義

「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態」



対処表2

想定される主な危機と所管局等【事象別】

No.	想定される主な危機	所管局等
1	所管局等が明確でない全ての危機	危機管理局
2	市長等の公務停滞	
	① 市長、副市長、教育長への危害	市長公室・教育局
	② 市議会議員への危害	議会局
	③ 要人への危害	所管局
3	犯罪	
	① 凶悪犯人の逃走、立てこもり等	危機管理局
	② テロ	危機管理局・消防局
4	公共施設等	
	① 市が管理する公共施設等に係る危機	所管局
	② 市有財産の重大な侵害	財政局・所管局
5	情報	
	① 市が管理する個人情報等の漏洩、流出等	所管局
	② 情報システムの障害、停止	市長公室・所管局
6	健康福祉	
	① 児童福祉施設等利用者への危害	こども・若者未来局
	② 福祉施設利用者への危害	健康福祉局
	③ ・大規模な食中毒 ・大規模な感染症 ・飲料水汚染 ・毒物・劇物、医薬品等による被害 ・原因不明の未知の健康被害	健康福祉局
7	環境	
	① 農作物・家畜の伝染性疫病被害	環境経済局
	② 有害物質の漏洩	環境経済局
	③ 大気汚染・水質汚濁等	環境経済局
	④ 廃棄物の不法投棄	環境経済局
8	土木	
	① 道路・橋梁・トンネル・河川に関連する危機	都市建設局
	② 下水道・簡易水道・農業集落排水施設の機能停止、 障害	都市建設局
	③ 公共工事に係る危機	所管局
9	教育	
	① 教育施設に係る危機	教育局
	② 児童・生徒への危害	教育局

No.	想定される主な危機		所管局等
	③	教育施設利用者への危害	教育局
	④	給食による食中毒	教育局
10	行政機能の停滞		
	①	施設の障害、職員への危害	所管局
	②	行政の手続き不備による危機	所管局
	③	財政運営等に係る危機	財政局・会計課
11	野生動物等		
	①	野生動物(鳥獣)等による危機	環境経済局・緑区役所
	②	生活害虫等に係る危機	保健衛生部
12	各種行事		
	①	市内で開催される行事等における危機	所管局
13	その他		
	①	大規模なライフライン危機(電気・ガス・水道・電話)	危機管理局
	②	核物質・生物剤・化学物質による危機	消防局
	③	不発弾処理に係る危機	危機管理局
	④	不審集団等の活動の活発化による危機	危機管理局
	⑤	在日米陸軍施設内で発生した事案に係る危機	市長公室

【各局の初動対応課】

No.	局	初動対応課	役割
1	市長公室	政策課	初動対応課は、局が所管する危機の連絡窓口を担当し、第1報の連絡を受けた後、局内の所管課に連絡するとともに当該所管課と連携し対処する。
2	総務局	総務法制課	
3	財政局（会計課を含む）	財政課	
4	市民局	区政推進課	
5	健康福祉局	健康福祉総務課	
6	こども・若者未来局	こども・若者政策課	
7	環境経済局	地域経済政策課	
8	都市建設局	都市建設総務課	
9	各区役所	地域振興課	
10	教育局	教育総務課	
11	議会局	議会総務課	
12	行政委員会事務局 （農業委員会事務局を含む）	監査課	
13	消防局	指令課	

対処表3

想定される主な危機と所管局等【所管局別】

No.	局	部	想定される主な危機
1	危機管理局		所管局等が明確でない全ての危機
2	危機管理局		テロ (国民保護計画に定める緊急対処事態に至らない危機)
3	危機管理局		不発弾処理に係る危機
4	危機管理局		凶悪犯人の逃走、立てこもり等
5	危機管理局		大規模なライフライン危機(電気・ガス・水道・電話)
6	危機管理局		不審集団等の活動の活発化による危機
7	市長公室		市長、副市長への危害
8	市長公室		在日米陸軍施設内で発生した事案に係る危機
9	市長公室		情報システムの障害、停止
10	財政局	財政部	市有財産の重大な侵害
11	財政局	財政部	財政運営等に係る危機
12	会計課		財政運営等に係る危機
13	健康福祉局	地域包括ケア推進部	福祉施設利用者への危害
14	健康福祉局	保健衛生部	・大規模な食中毒 ・大規模な感染症 ・飲料水汚染 ・毒物・劇物、医薬品等による被害 ・原因不明の未知の健康被害
15	健康福祉局	保健衛生部	生活害虫等に係る危機
16	こども・若者未来局	こども家庭支援部	児童福祉施設等利用者への危害
17	環境経済局	経済部	農作物・家畜の伝染性疫病被害
18	環境経済局	環境部	大気汚染・水質汚濁等
19	環境経済局	環境部	有害物質の漏洩
20	環境経済局	環境部	野生動物(鳥獣)等による危機
21	環境経済局	環境部	廃棄物の不法投棄
22	都市建設局	まちづくり推進部	市営住宅に係る危機
23	都市建設局	土木部	市営自転車・自動車駐車場に係る危機
24	都市建設局	土木部	道路・橋梁・トンネル・簡易水道・河川に関連す

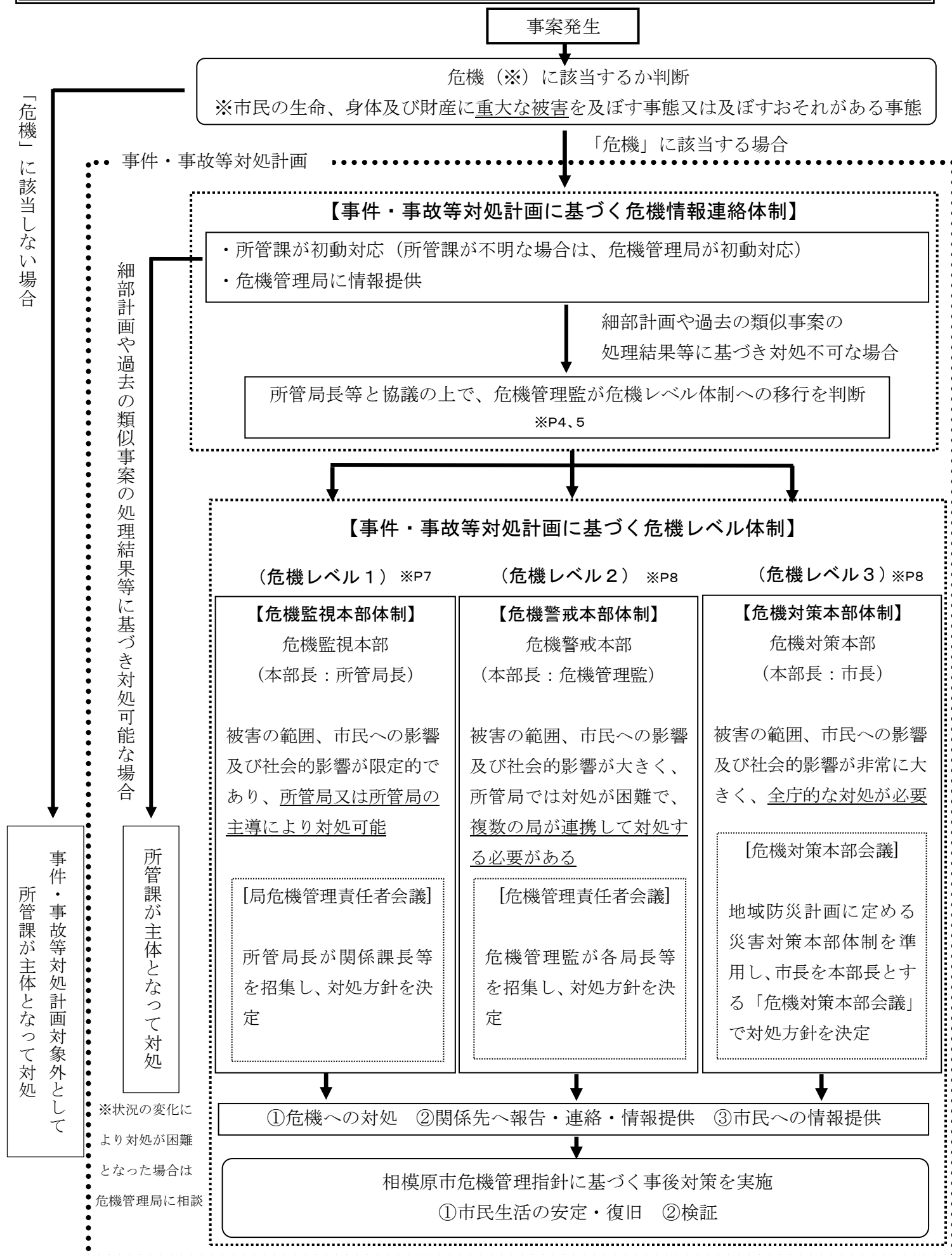
No.	局	部	想定される主な危機
25	都市建設局	土木部	下水道・農業集落排水に関する危機
26	緑区役所		野生動物(鳥獣)等による危機
27	教育局		教育長への危害
28	教育局	教育環境部 学校教育部 生涯学習部	教育施設に係る危機 教育施設利用者への危害
29	教育局	教育環境部	市立小・中学校及び義務教育学校の施設に係る危機
30	教育局	学校教育部	児童・生徒への危害
31	教育局	教育環境部	給食による食中毒
32	議会局		市議会議員への危害
33	行政委員会事務局		監査委員、選挙管理委員、人事委員会委員、農業委員及び農地利用最適化推進委員への危害
34	農業委員会事務局		
35	消防局		核物質・生物剤・化学物質による危機
36	消防局		テロ
37	各局共通	市が管理する公共施設等に係る危機	
38	各局共通	市が管理する個人情報等の漏洩、流出等	
39	各局共通	情報システムの障害、停止	
40	各局共通	行政機能の停滞(施設の障害、職員への危害、行政の手続き不備)	
41	各局共通	市内で開催される行事等における危機	
42	各局共通	要人への危害	
43	各局共通	公共工事に係る危機	

【各局の初動対応課】

No.	局	初動対応課	役割
1	市長公室	政策課	初動対応課は、局が所管する危機の連絡窓口を担当し、第1報の連絡を受けた後、局内の所管課に連絡するとともに当該所管課と連携し対処する。
2	総務局	総務法制課	
3	財政局（会計課を含む）	財政課	
4	市民局	区政推進課	
5	健康福祉局	健康福祉総務課	
6	こども・若者未来局	こども・若者政策課	
7	環境経済局	地域経済政策課	
8	都市建設局	都市建設総務課	
9	各区役所	地域振興課	
10	教育局	教育総務課	
11	議会局	議会総務課	
12	行政委員会事務局 （農業委員会事務局を含む）	監査課	
13	消防局	指令課	

対処表4

事案発生時における対処の流れ（P2 ほか）



危機レベル体制の判断基準 (P4)

【危機情報連絡体制】(P5)

市内において、何らかの危機が発生又は危機への発展が予測される場合、速やかに危機情報連絡体制を整え、情報収集を行う。

情報収集の結果、細部計画等や過去の類似事案の処理結果等に基づき対処可能な場合は、所管課が主体となって対処し、対処不可な場合は、速やかに危機レベル体制への移行を検討する。

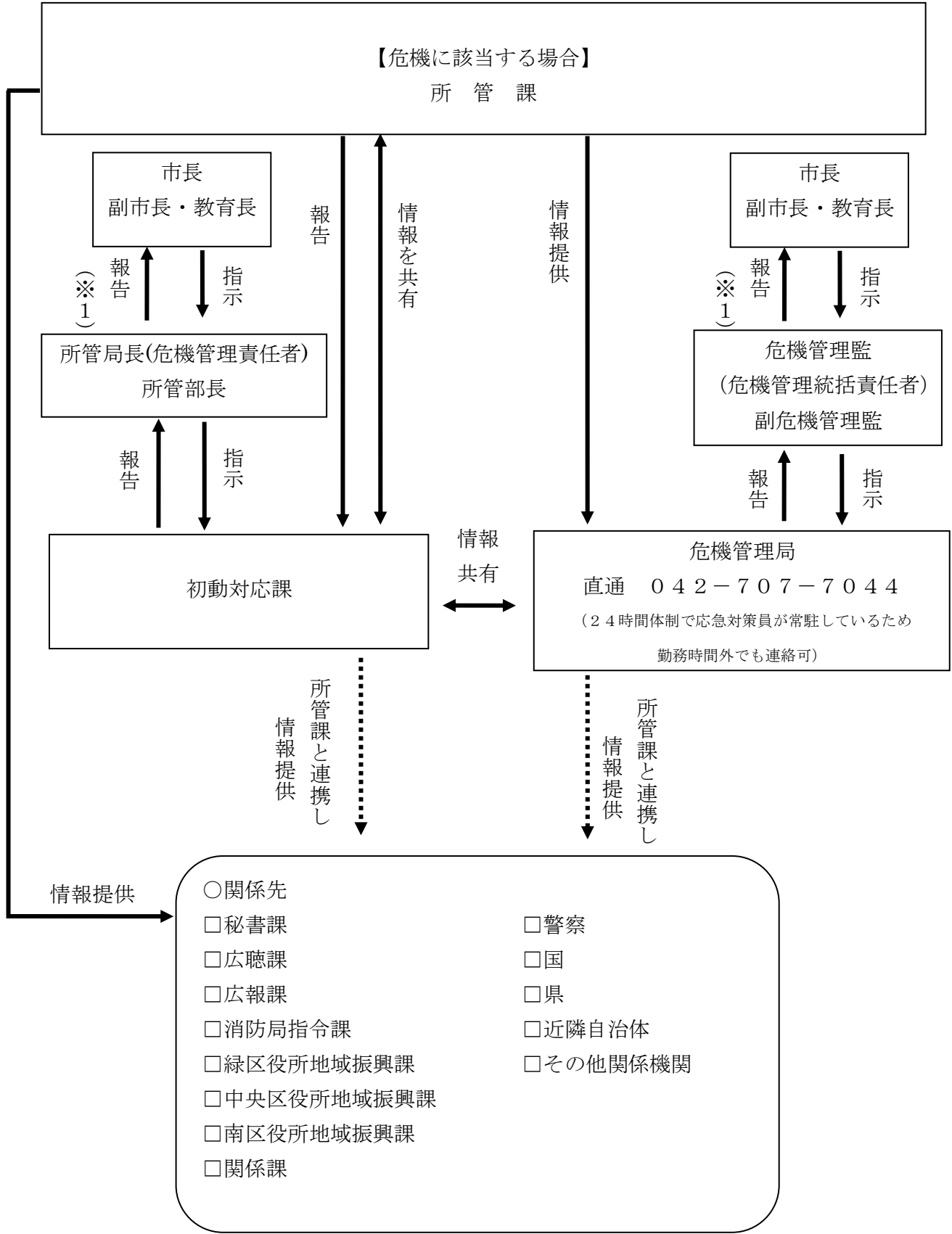


危機レベル体制は、下表の「配備基準」及び「市の体制」を判断の目安とし、所管局長等と協議の上で、危機管理監が危機を総合的に判断して決定する。なお、危機レベル体制を変更しようとする場合も同様とする。

危機レベル	配備基準	市の体制
危機レベル 1	被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が限定的であり、所管局又は所管局の主導により対処が可能。	【危機監視本部体制】 ・本部長：所管局長 ・所管局が主体となり、危機管理局及び関係各課が連携して対処 ・危機管理監と協議の上で、本部長（所管局長）が動員指令を発令
危機レベル 2	被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が大きく、所管局では対処が困難で、複数の局が連携して対処する必要がある。	【危機警戒本部体制】 ・本部長：危機管理監 ・地域防災計画に定める「特殊災害警戒本部体制」を準用し、関係する局が連携して対処 ・地域防災計画に定める「特殊災害警戒本部体制」を準用し、所管局長と協議の上で、本部長（危機管理監）が動員指令を発令
危機レベル 3	被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が非常に大きく、全庁的な対処が必要である。	【危機対策本部体制】 ・本部長：市長 ・地域防災計画に定める「災害対策本部体制」を準用し、各局が連携して対処 ・地域防災計画に定める「災害対策本部体制」を準用し、本部長（市長）が動員指令を発令

対処表6

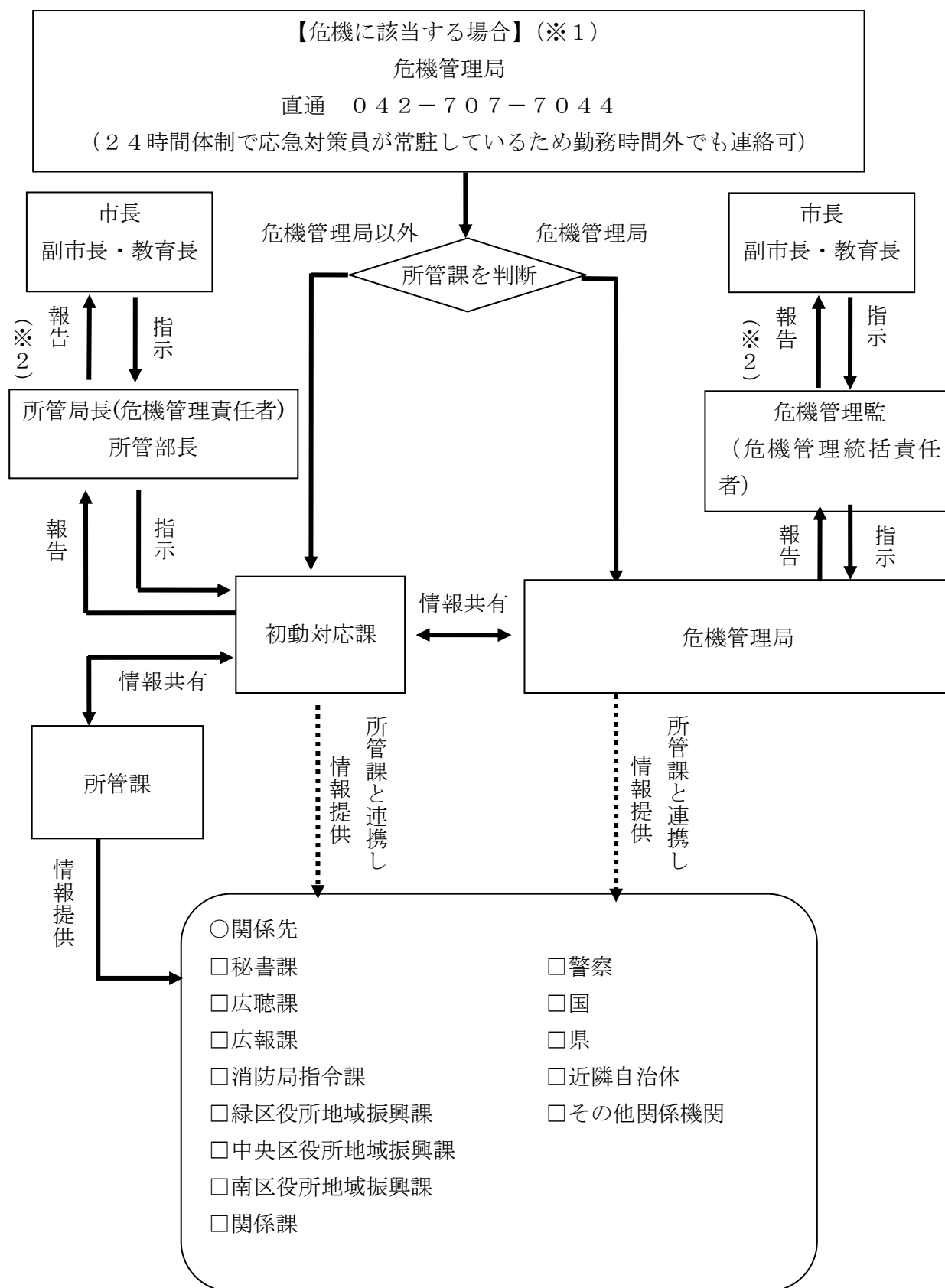
危機に該当する場合の情報伝達の流れ
【所管課が事案に関する情報を得た場合】（P8、9）



※1 市長等への報告は、原則、所管局長から行うが、対応状況等に応じて危機管理監から報告する場合もあるため、適宜調整を行うものとする。

対処表7

危機に該当する場合の情報伝達の流れ
【危機管理局が事案に関する情報を得た場合】(P8、9)



※1 危機に該当しない場合でも、危機管理局に情報が入った場合は、初動対応課又は所管課に連絡する。

※2 市長等への報告は、原則、所管局長から行うが、対応状況等に応じて危機管理監から報告する場合もあるため、適宜調整を行うものとする。

平成 23 年 8 月策定
令和 7 年 9 月改訂

相模原市 危機管理局